最終更新日：2016年12月16日
株式会社ベネッセホールディングス
代表取締役社長 安達　保
問合せ先：広報・IR部　03-5320-3505
証券コード：9783
http://www.benesse-hd.co.jp/ja/index.html

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方 更新

当社の基本理念であり、社名でもある"Benesse（ベネッセ）"は、ラテン語の"bene（よく）"と"esse（生きる）"を一語にした造語で、"よく生きる"という意味を示しています。当社は、「国内教育」「海外事業」「介護・保育」「語学」という事業領域において、人々のよりよく生きようという向上意欲と課題解決を支援することを目指しています。"Benesse(ベネッセ)"という企業理念に基づいた商品・サービスを徹底して提供し続けることが、当社の独自性、競争力となり、健全で持続的な成長を可能にすると考えています。
企業理念を実現し健全な事業の成長を継続するため、また、ステークホルダーとの適切な関係を維持し社会的使命を果たすため、当社は、事業会社各社による自律的な成長と、当社取締役による経営監督機能のさらなる維持・向上を図るべく、経営体制の構築、運用に取り組んでいます。
当社は、持株会社体制のもと、グループ全体の経営理念、成長ビジョンの実現、及び全体の経営数値目標の達成を目的に、「事業会社経営管理規程」に基づき、グループ全体の経営執行に関する情報を収集・共有し、牽制機能を果たしています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

該当ありません。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

当社は、業務執行を担当する取締役と、独立性の高い複数の社外取締役を継続的に選任しており、取締役会において複眼的で内部の事情にとらわれない活発な議論を行うことを保証し、取締役会の監督機能の維持、向上と、これに基づく執行を担保しております。また、社内の事情に詳しい常勤監査役と、弁護士、公認会計士資格を有する社外監査役による、実効的な監査実施を行っております。これらの経営体制の下、当社ではコーポレートガバナンス・コードの各原則について、以下のとおり実施しております。

原則1-4　いわゆる政策保有株式
　当社は資金借入等の銀行取引や事業の共同運営等の関係を勘案し、特定の会社の株式を継続して保有しております。当該株式については、定期的に、保有状況について検証を行い、取締役会に報告を行うこととしております。また、議決権の行使にあたっては、議案内容や取引状況等を総合的に勘案し、都度決定することとしております。

原則1-7　関連当事者の取引
　当社では、当社及び株主共同の利益を害することのないよう、役員や主要株主等の関連当事者との取引については、定型的取引及び子会社との取引を除き、開始前に取締役会による決議を行うこととし、その取引状況について、定期的に取締役会に報告を行うこととしております。

原則3-1　情報開示の充実
(1)当社は、グループの企業理念として「Benesse(よく生きる)」を掲げています。
Benesseは、「志」を持って、夢や理想の実現に向けて一歩一歩近づいていく、そのプロセスを楽しむ生き方のことです。当社は一人ひとりの「よく生きる」を実現するために、人々の向上意欲と課題解決を生涯に渡って支援します。そして、お客様や社会・地域から支持され、なくてはならない企業グループを目指します。
また、当社の経営戦略、経営計画については以下のIRサイトで開示しております。
和文　http://blog.benesse.ne.jp/bh/ja/ir_library/results/m/2015/11/02/uploads/pdf/fy2015_2q_2_jp.pdf
(2)当社は、コーポレートガバナンスコードの基本方針を重視し、そのすべての項目について遵守すべく努力し、その実施状況について、定期的に取締役会で確認を行います。そのうえで、コーポレートガバナンスコード方針と、当社対応に相違がある場合は、本報告書で開示を行うこととしております。
(3)当社は、経営陣幹部及び取締役の報酬に関する事項については、すべて3名以上かつ過半数の社外取締役、会長、副会長及び社長で構成される指名・報酬委員会において審議をし、透明性、公平性、客観性の担保を行うこととしています。
(4)取締役会における経営陣幹部の選任と取締役候補の指名にあたっては、指名・報酬委員会による審議を行ったうえで、取締役会により決議を行う形としております。また、監査役候補の指名にあたっては、代表取締役が監査役会議長と協議のうえ、監査役候補者の選任案を作成し、監査役会の同意を得たうえで取締役会の決議を行う形としております。
(5)当社は、経営陣幹部を含む取締役の選任理由について、株主総会の招集通知に記載する形で開示を行っております。
その他、当社ではIRサイトを設置し、株主の皆様に資する情報について積極的に開示してまいります。
　和文　http://www.benesse-hd.co.jp/ja/ir/index.html
　英文　http://www.benesse-hd.co.jp/en/ir/index.htm

原則4-1　取締役会の役割責務(1)　補充原則1
　当社では、取締役会規程及び権限規程を設け、取締役会の経営陣への委任範囲を明確にしております。取締役会は会社法上必要とされる事項に加え、グループ経営ビジョン、グループ中期経営計画、子会社に関する重要事項、その他連結業績に影響を与えるグループ経営に関する重要事項について決議を行うこととし、その具体的な執行については当社及び子会社の経営陣に委任しております。

原則4-8　独立社外取締役の有効な活用
　当社では、複数の独立社外取締役の確保に努めており、現時点で取締役9名中4名が独立社外取締役となっております。独立社外取締役は、取締役会のみならず、任意設置の委員会にも参加しており、その見識を当社経営に活かしております。

原則4-9　独立社外取締役の独立性判断基準及び資質
　当社の独立性判断基準は以下のIRサイトで開示のとおりです。
　和文　http://www.benesse-hd.co.jp/ja/about/management/governance.html

英文　http://www.benesse-hd.co.jp/en/about/management/governance.html

原則4-11　取締役会・監査役会の実効性　補充原則1
当社は、取締役を10名以下とし、社外取締役は企業経営経験者、当社が今後成長をめざすグローバル領域、IT分野等で高い見識・専門知識を持つ者等から複数名選任しており、取締役会では活発な議論がなされています。取締役の選任については、指名・報酬委員会で審議を行い、取締役会へ意見提出を行うこととします。

原則4-11　取締役会・監査役会の実効性　補充原則2
当社は、社外取締役、社外監査役の選任にあたっては、あらかじめ当社での役割を果たすために必要な時間の確保が可能なことを条件としており、社外取締役は取締役会、任意設置の委員会の出席のみならず、事業計画発表等の全社行事への参加、当社事業の視察を行う等、時間・労力を割いています。また、取締役、監査役の、上場会社の役員の兼務状況については、事業報告で開示を行っています。

原則4-11　取締役会・監査役会の実効性　補充原則3
当社は、取締役会の実効性に関する調査を取締役及び監査役を対象に実施のうえ、この分析及び自己評価について取締役会で審議を行っております。
なお、調査結果の概要につきましては、以下のIRサイトで開示のとおりです。
http://blog.benesse.ne.jp/bh/ja/ir_news/m/2016/04/01/uploads/pdf/news_20160401_jp.pdf

原則4-14　取締役・監査役に関するトレーニング
新任の社外取締役及び社外監査役については、会社概要、企業理念、経営状況、コーポレートガバナンスに関する事項及び各種規則等の説明を就任にあたり行っています。さらに、就任後は当社への理解を深めることを目的に、当社の事業活動、業界の特徴や動向、当社の経営環境等について、説明会や見学会等を実施しています。また、取締役及び監査役が必要とする場合には、社外研修等を受講できるよう必要な予算措置を行っています。

原則5-1　株主との建設的な対話に関する方針
当社の株主との対話に関する方針については、以下のIRサイトで開示のとおりです。
和文　http://www.benesse-hd.co.jp/ja/utility/ir_policy.html
英文　http://www.benesse-hd.co.jp/en/utility/ir_policy.html

2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新	30%以上

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	9,433,200	9.20
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	9,414,600	9.18
イーエフユー インベストメント リミテッド	7,858,500	7.67
公益財団法人福武財団	5,008,000	4.88
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー	4,543,226	4.43
株式会社中国銀行	2,787,800	2.72
ジエーピー モルガン チエース バンク	2,758,001	2.69
福武　純子	2,155,200	2.10
株式会社南方ホールディングス	1,836,000	1.79
福武　信子	1,769,000	1.72

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明 更新

日本マスタートラスト信託銀行株式会社の所有株式数は、福武英明氏が代表を務める資産管理及び投資活動目的の法人であるイーエフユー インベストメント リミテッドが信託財産として拠出している株式6,809千株(6.64%)を含み、委託された信託財産の議決権行使に関する指図者はイーエフユー インベストメント リミテッドであります。

当社は自己株式6,264千株(6.11%)を保有しておりますが、当該株式には議決権がないため上記大株主からは除外しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上

直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情 更新

当社の子会社「株式会社東京個別指導学院」が東京証券取引所第一部に上場しています。同社については独立性を尊重しつつ、相互補完的かつ相乗的な効果が発揮できるように協力関係を保っています。なお、同社については取締役7名、監査役4名のうち、取締役1名、監査役1名が当社と兼務しております。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長 更新	会長（社長を兼任している場合を除く）
取締役の人数 更新	9 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	5 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	4 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
岩田　眞二郎	他の会社の出身者											
辻村　清行	他の会社の出身者											
福武　英明	他の会社の出身者	▲						○				
安田　隆二	他の会社の出身者											
桑山　信雄	他の会社の出身者											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
岩田　眞二郎	○	―――	岩田眞二郎氏は、（株）日立製作所アドバイザーを現在務めており、その経験から、国際経験及び企業経営、情報通信領域に関する豊富な経験・知見を有している。（株）日立製作所並びに同氏本人及び近親者は、親会社や兄弟会社、主要な取引先、大株主等、取引所が規定する項目に該当することはないことから、当社グループからの独立性は極めて高いと認め、独立役員に指定する。
辻村　清行	○	―――	辻村清行氏は、東京工業大学特任教授及び（株）CarpeDiem代表取締役を現在務めており、その経験から、国際経験及び企業経営、情報通信領域に関する豊富な経験・知見を有している。東京工業大学及び（株）CarpeDiem、並

			びに同氏本人及び近親者は、親会社や兄弟会社、主要な取引先、大株主等、取引所が規定する項目に該当することはないことから、当社グループからの独立性は極めて高いと認め、独立役員に指定する。
福武　英明		―――	福武英明氏は、公益財団法人福武財団副理事長、efu Investment Limited Directorを務めている。当社グループ主要子会社での社外取締役経験及び株主視点に立った意見を、当社の経営に活かしていただいている。
安田　隆二	○	―――	安田隆二氏は、一橋大学大学院国際企業戦略研究科特任教授を現在務めており、コンサルタント、大学教授等の活動、国際経験等の幅広い経験から、企業経営、経営戦略策定に関する豊富な専門知識を有している。一橋大学大学院並びに同氏本人及び近親者は、親会社や兄弟会社、主要な取引先、大株主等、取引所が規定する項目に該当することはないことから、当社グループからの独立性は極めて高いと認め、独立役員に指定する。
桑山　信雄	○	―――	桑山信雄氏は、(株)デサント顧問を現在務めており、その経歴から、国際経験及び企業経営、中国ビジネス領域における豊富な経験・知見を有している。(株)デサント並びに同氏本人及び近親者は、親会社や兄弟会社、主要な取引先、大株主等、取引所が規定する項目に該当することはないことから、当社グループからの独立性は極めて高いと認め、独立役員に指定する。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性 更新

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	5	5	2	3	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	5	5	2	3	0	0	社外取締役

補足説明

取締役会の諮問委員会です。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人は、定期的に開催される合同会議における業務報告等を含め、必要に応じ情報の交換を行うことで、相互の連携を深めています。合同会議は定例で年6回開催され、監査計画及び監査実施状況等について意見を交換しています。
監査役と内部監査部門は、日常、適宜必要に応じて業務報告等、情報の交換を行うことで、相互の連携を深めています。さらに必要に応じて内部監査部門は監査役会に出席しています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
	1 名

社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
和田　朝治	弁護士													
出雲　栄一	公認会計士										△			

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
和田　朝治	○	―――	和田朝治氏は、過去に東京・広島・大阪の地方裁判所等にて判事補を務めた経験並びに岡山弁護士会会長、日本弁護士連合会常務理事を務める等、裁判官・弁護士として、企業法務等における専門的知見を活かし、客観的・中立的な立場から、重要な経営課題に対して、積極的に意見表明を行い、実効性にある監査に実施に努めている。同氏及び近親者は、親会社や兄弟会社、主要な取引先、大株主等、取引所が規定する項目に該当することはないことから、当社グループからの独立性は極めて高いと認め、独立役員に指定する。
出雲　栄一		―――	出雲栄一氏は、出雲公認会計士事務所の代表を現在務めている。過去に有限責任監査法人トーマツのパートナーを務め、公認会計士としての専門的知見と、会計監査及びコンサルティング業務を通じて多くの企業に関わってきた経験を、当社における監査に活かしていただいている。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	5 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入、その他

該当項目に関する補足説明 更新

業績連動報酬制度：基本報酬のほかに、連結営業利益及び売上高等を指標として変動する賞与を支給。
ストックオプション：当社の社内取締役3名を対象に、ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等として、年額7,000万円を上限に付与。
その他：社外取締役を対象に、「株式累積投資制度」を利用して、基本報酬の一定割合で、自社株を購入。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員

該当項目に関する補足説明

当社の業績向上と当社取締役会及び幹部社員が得られる利益を連動させることにより、当社取締役及び幹部社員の業績向上に対する意欲を一層高め、当社の中長期的な株主価値の向上に資することを目的としています。

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	一部のものだけ個別開示

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書にて社内取締役及び社外役員の別に各々の報酬総額を開示。連結役員報酬が1億円以上の取締役については、個別報酬を開示しています。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

報酬は、予め指名・報酬委員会で起案し、取締役会で決議した役員報酬テーブルに基づき仮年俸を決定。そのうち賞与を業績に連動させています。賞与支給額は、連結営業利益及び売上高等を指標とし、予算達成率及び対前年比率に応じて決定されます。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】 更新

社内に担当者を置き、適宜必要に応じて経営情報の提供を行う他、取締役会開催にあたり、議案に関する資料の事前送付及び事前説明することを含め、適時適切な情報伝達を行っています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

当社は持株会社として、当社及び当社グループが「Benesse」（よく生きる）の企業理念のもと、健全かつ継続的に発展していくために必要となる体制を、適法かつ適切に構築していくべく、以下の経営体制で運用に取り組んでいます。取締役会は、会長を議長として原則毎月１回開催し、経営の重要な意思決定を行うとともに、事業会社の業務執行を監督しています。取締役会の諮問委員会として、指名・報酬委員会を設置しています。指名・報酬委員会は、3名以上かつ過半数の社外取締役、会長、副会長及び社長をメンバーとし、取締役会に答申しています。また、恣意性を排した運用を行うため、指名・報酬委員会のメンバーが審議する議案の当事者である場合は、その決議に参加できないこととしています。
経営会議は、社長を議長とし、副会長、副社長、担当取締役、管理部門責任者、カンパニー長、その他社長の指名者が出席し、取締役会に上程する事項及び社長の決裁する事項の検討、決定を行っています。

[当社グループの業務執行の監督]
当社は、持株会社体制のもと、グループ全体の経営方針、長期ビジョンの実現及び全体の経営数値目標の達成を目的に、事業会社経営管理規程に基づき、以下の方法により当社グループ全体の業務執行に関する情報を収集・共有し、牽制機能を果たしています。
当社は、当社グループの戦略的な事業領域ごとにカンパニーを設け、社長及び担当取締役が監督を行うと同時に、カンパニーの責任者としてカンパニー長を任命し、当該事業領域ごとの子会社を統括しています。カンパニー長はカンパニー全体の成長戦略の立案及び遂行、当社と当社子会社の連携の強化をはかっています。また、当社はカンパニーごとに会議体(CMC)を設け、事業計画及び重要事項の進捗を定期的に確認しています。
また、当社は、当社グループの業務執行を監督する取締役の補助者として、各管理部門に責任者を任命し、当社グループの経営管理の推進、経営課題の抽出、解決等の役割を担わせています。
子会社は、当社グループの経営に影響を与える可能性のある重要な事項について機関決定を行う場合、当社と事前に協議を行うものとしています。当社は当該協議事項について、当社グループの成長及び適法性の確保の観点から、当社内のカンパニー長と管理部門責任者間で検討のうえ、担当取締役もしくは社長承認、当社取締役会決議等の手続を経るものとしています。

[内部監査及び監査役監査の組織、人員及び手続]
内部監査部門は、当社及び事業会社に対し内部統制の整備・運用状況とリスクの対処状況を監視し、重要事項について監査をおこない、当該監査結果について経営陣、監査役に報告しています。監査役会は、原則として毎月１回開催し、監査役監査基準に従い、予防監査に重点を置いて、経営陣と重要経営課題に関する問題意識を共有することにより、社会的信頼に応える良質な企業統治体制の確立に責務を負うことを監査方針として掲げています。各監査役が、監査方針に従い、経営トップとの定期的な意見交換、取締役会への出席、指名・報酬委員会、経営会議、CMC等の重要な経営会議体への出席、事業会社の責任者等からの事業報告の聴取や業務状況の調査等を積極的に行っています。また、監査機能の充実を図るため、専任の監査役スタッフを設置しています。
会計監査人は、有限責任監査法人トーマツを選任し、会計監査人監査を定常的に実施しています。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、持株会社として、グループ全体の適切なガバナンスを行うべく、取締役会と監査役会を設置しており、それぞれ以下の役割を担っています。
取締役は9名中、社外取締役が5名となっています。当社では、継続的に複数の社外取締役を選任しており、これにより、経営の監督機能の維持、

向上を図ることを目的にしています。
監査役は、独立した立場から、取締役の職務執行についての監視機能を担っています。監査役は、取締役会その他重要な経営会議体への出席、代表取締役との積極的な意見交換等により業務執行状況の調査を行っています。また、当社の取締役等の経営層の問題にかかる内部通報窓口として、当社の常勤監査役にグループの全役職員が匿名でも直接通報できる「監査役直通ホットライン」を設置し、監視機能のさらなる向上を図っています。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	総会開催予定日の約3週間前に送付。招集通知は社内納品確認後、発送日前日にWebに掲載しています。
集中日を回避した株主総会の設定	より多くの株主様にご出席いただけるように土曜日に開催しています。
電磁的方法による議決権の行使	パソコン、スマートフォン又は携帯電話を用いたインターネットによる議決権行使を可能にしています。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	議決権電子行使プラットフォーム（ICJ）に参加し、議決権行使環境の向上に取り組んでいます。
招集通知（要約）の英文での提供	要約版の英文招集通知を、議決権電子行使プラットフォームや当社ホームページ上で提供しています。
その他	招集通知のカラー化を実施。当社ホームページ上に、招集通知等の総会関係書類（要約版の英文招集通知を含む）、総会当日の質疑応答要旨、議決権行使結果等を掲載すると同時に、総会当日の模様や映像資料の一部を、同日中にストリーミング配信。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社のディスクロージャーポリシーは以下のサイトで開示のとおりです。 和文　http://www.benesse-hd.co.jp/ja/ir/index.html 英文　http://www.benesse-hd.co.jp/en/ir/index.html	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家向け説明会を不定期に開催しています。 ホームページ上にベネッセについて分かりやすくまとめた「ベネッセ早分かり」（以下URLをご参照）を掲載しています。 http://www.benesse-hd.co.jp/ja/ir/individual/about.html	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	代表取締役とIR担当者により、年2回決算説明会、及び定期的に経営方針説明／中期経営計画説明会を実施しています。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	海外投資家向けのカンファレンスへ参加や、代表取締役及びIR担当者による海外投資家への直接訪問を通じて、定期的に説明を行っています。	あり
IR資料のホームページ掲載	以下サイトに掲載しています。 和文　http://www.benesse-hd.co.jp/ja/ir/index.html 英文　http://www.benesse-hd.co.jp/en/ir/index.html	
IRに関する部署（担当者）の設置	広報・IR部にIR担当者を設置しています。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	ベネッセグループ行動指針において、顧客、取引先、株主等のステークホルダーに対して、グループの役職員が大切にすべき価値観、判断の拠り所となる指針を明確にしており、その徹底を求めています。
環境保全活動、CSR活動等の実施	ベネッセグループのCSRは、『企業理念「Benesse＝よく生きる」から始まる新しい社会価値づくり』です。多くのステークホルダーに支えられている事業を通した社会課題の解決と3つの関連財団を核とした「未来を担う子どもたちの学び支援」「教育・文化・芸術を中心とした良い地域づくり支援」がベネッセならではのCSRです。 ベネッセグループ全体で、事業を通じて社会によりよい価値を提供していくとともに、グループのサステナブルな成長が、財団を通じた社会価値づくりにつながっていくことを目指しています。

	赤ちゃんからお年寄りまで一人ひとりの「Benesse＝よく生きる」の実現を目指し、ステークホルダーにとってなくてはならない企業グループを目指して取り組んでいきます。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社の会社情報の適時開示の方針等は、次のとおりです。 （1）適時開示方針 当社は、持株会社としての当社及び傘下の事業会社各社から構成される当社グループの全役職員の行動指針を明文で定め、当該行動指針の精神に基づいて、正確で適切な情報を速やかに開示し、説明責任を果たすべく上場会社として、会社情報の適時開示に努めています。 （2）適時開示体制 持株会社としての基本的な体制：当社は、持株会社体制のもと、事業会社経営管理規程に基づいて、事業会社各社の業務執行を監督しています。 重要情報の報告体制： 当社に報告されるべき各事業会社における重要情報の種類及び当社への報告体制については、事業会社経営管理規程において定めています。重要情報には、いわゆるインサイダー情報及び適時開示が必要な情報は漏れなく含まれており、また、重要情報が発生した場合には、直ちに当社に報告される旨規程しています。 開示情報の集約体制： 当社における重要情報は、取締役会事務局、財務部門、経理部門、企画部門等重要情報を取り扱う部門から情報取扱責任者（広報・IR部長）への随時の連絡を義務化しており、また、事業会社に係る重要情報等その他の情報についても同様に、情報取扱責任者に集約される体制を構築しています。 開示の意思決定プロセス： 適時開示の対象となり得る情報が発生した場合は、都度、適時開示の必要性について関係部門が判断し、開示が必要な場合は必要な機関決定を経たうえで、情報取扱責任者が開示を行う体制を構築しています。 情報管理の全社体制と教育： 適時開示事項を含む内部情報について当社では、全グループに適用される「インサイダー取引防止規程」においてその取扱い方針を定めています。また、各事業会社に管理責任者を設置し、各事業会社における情報管理体制構築及び運用に責任を負います。重要情報の取扱いの周知徹底については、役職員を対象とした社内研修、社内規程等の情報をイントラネットに掲載する等の方法を用い、今後さらに充実を図っていくことを考えています。 （3）内部統制機能 適時開示体制の確保を含めた内部統制機能として、本報告書記載の体制を構築、運用し、且つ監査体制についても構築、運用しています。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、当社グループの業務が、適正かつ倫理性をもって遂行されることを確保するため、企業理念に根ざし、グループにおける役員、従業者一人ひとりがとるべき行動の指針を示した「ベネッセグループ行動指針」を制定しています。この指針は、ベネッセグループの役員、従業者として大切にすべき価値観、判断の拠り所となる指針を示したものです。グループ各社はこの指針に示す行動を実行するため、それぞれの業態、事業特性、事業規模、職場環境等に応じた、より具体的な内容の各社固有の行動基準その他の規程を定め、当該規程を通して業務の適切性を確保し、コンプライアンスの徹底を行います。また、違法または不正な行為、定款、社内規程に違反する行為に対する通報制度として「スピークアップライン」を設置・運営しています。このように、当社グループは、社会規範、経営倫理及び法令等の遵守を履行することによって、社会に対して価値を提供し続ける企業であることを目的としています。
この行動指針を根幹とする当社グループの内部統制システムの基本方針及び会社法施行規則に定める体制整備に必要な大綱を定めるため、当社取締役会において、会社法第362条4項6号に基づく決議を行っています。
リスクマネジメントにおいては、管理部門責任者の設置により、専門的な観点から当社グループのリスクの把握と対応を行っています。また、グループ全体を対象とした管理規程に基づき、クライシス発生時に情報がいち早く経営トップに伝わるよう簡潔で明瞭な対応体制を構築しています。
情報管理体制については、文書管理規程及び関連マニュアルに従い、重要情報については少なくとも10年以上の保存を義務付けています。
企業集団における内部統制として、事業会社経営管理規程、その他規程を設け、子会社の意思決定にあたって当社と協議すべき事項、方法について明確にしています。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方とその整備状況については、グループ全体に共通して適用される規程に基づいて、反社会的勢力に対して、その要求を拒否し、どのような名目があっても、なんらの経済的利益、便益、特典、恩恵等を提供しないことを求めています。また、当社グループの役員、従業員に周知徹底するとともに、通報制度である「スピークアップライン」及び「監査役直通ホットライン」により、遵守状況に関する情報を収集し、実効性を担保しています。

また、平素より関係行政機関などから情報の収集を行うとともに、問題発生時には、関係行政機関や外部の専門家と緊密に連絡を取り、組織全体として速やかに対処できる体制を構築しています。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

下記、参考資料記載の体制をとっております。

